

**成年後見制度のあり方に関する研究会ヒアリング  
2022年10月21日(金)**

**現行成年後見制度の課題と  
改正の方向性について**

**日本障害者協議会(JD)・副代表  
(日本成年後見法学会会員)  
石渡 和実**

# 成年後見制度に対する意見書

(2021.10.4 前回ヒアリングで提出、JDのHPに)

1. 財産の保護のみならず、障害者等の諸権利を保障する**包括的な権利擁護制度の構築**をすること。
2. 現行の制度における“代理意思決定”の要素を極力抑制し、「**支援付き意思決定**」の要素を可能な限り高めていくこと。
3. 家庭裁判所の成年後見決定にあたっては、総合的に状況を考慮していき、**市民としての権利をはく奪しかねないもの**と認識し、可能な限り慎重に行うこと。また関係者も同様の認識を持って当事者を支援すること。

# 成年後見制度の課題と見直し

(明石洋子氏・かわさき障害者権利擁護センター『はばたき』2017年3月  
知的障害者の親として日弁連総会(2015.5)等でも息子・徹之氏と講演)

- ① **本人が望んでいない** (自己決定の制約等)
- ② 申立手続きが面倒 → 申立支援のシステム
- ③ 預金引き出し、生活費支出等の手続きが面倒に
- ④ 「**欠格条項**」により権利が制限される
- ⑤ **本人の意思が尊重されない** (特に後見類型)  
→ **意思決定支援**、補助の活用、**市民後見人**
- ⑥ 後見人の限界：医療同意、死後の事務など
- ⑦ 後見報酬に納得できない → 活動に応じた報酬
- ⑧ 横領などの不正 → 不正防止のシステムを
- ⑨ **一度制度を利用したら、ずっとついたまま**  
→ 知的障害者の場合、力を付けたらやめられる
- ⑩ **後見人との相性**など → 「納得と合意」の選任<sup>3</sup>

# 『法定後見制度の改正に関する提言：日

本成年後見法学会 2022年1月22日 →この方向にJDとしても基本的に賛同

## 法定後見制度改正の要点

- 1 法定代理制度の必要性
- 2 必要性の原則に基づく一元的構造への転換
- 3 補充性の原則の明示
  - ア 適切な支援とは
  - イ 日常生活自立支援事業との関係
- 4 必要な範囲に限定した後見人の権限
  - ア 必要性の原則に基づく権限の付与
  - イ 法定代理権の付与が認められる場合
  - ウ 取消権付与
  - エ 医的侵襲行為に関する同意代行権限
- 5 本人の意思と選好を尊重する義務の明確化と意思決定支援規定の新設
- 6 公的後見制度の創設
- 7 法定後見制度の継続期間

※ただし〇〇は検討を  
お願いしたい部分<sup>4</sup>

# 障害者権利委員会『総括所見』

## 「Ⅲ 主な懸念事項と勧告」 (2022.9.9)

### 法の下での平等な承認 (第12条)

(JDF仮訳)

27. 委員会は次のことを懸念している。

- (a) 民法において、特に精神障害者、知的障害者の精神能力の評価に基づく**法的能力の制限**を認め、**代理意思決定制度を永続**させることにより、障害者が法の下で平等に認められる権利を否定する法的規定。
- (b) 2022年3月に承認された**成年後見制度の利用促進に関する基本計画**。
- (c) 2017年の「障害者福祉サービスの提供に係る意思決定支援ガイドライン」内の「**本人の最善の利益**」という用語の使用について。

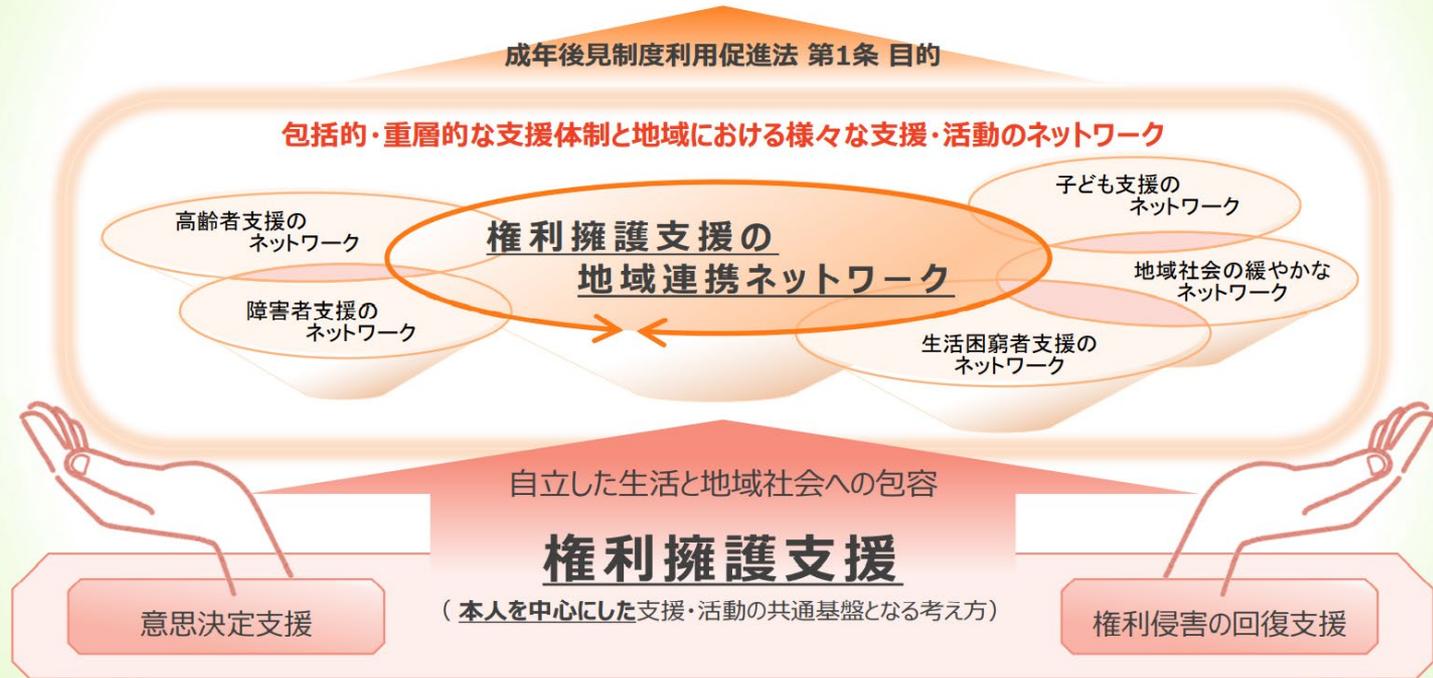
28. 委員会は、法の下での平等な承認に関する**一般的意見第1号** (2014年) を想起しつつ、締約国に勧告する。

- (a) **代替的な意思決定体制の廃止**を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止し、すべての障害者が法の下で平等に認められる権利を保障するために、**市民法を改正**すること。
- (b) すべての障害者が必要とする支援のレベルや形態にかかわらず、障害者の自律、意思、好みを尊重する**支援付き意思決定メカニズムを確立**すること。

⇒JDとしては『**総括所見**』の指摘を尊重

参考：2022年10月19日 東京都社協の日常生活自立支援事業困難事例検討  
早稲田大学名誉教授・田山輝明「世界の潮流は**成年後見制度利用を抑制**。  
**日本だけが逆行**」 松沢病院名誉院長・斎藤正彦「**人権侵害の制度**」

# 地域共生社会の実現



3

**地域共生社会**は、「制度・分野の枠や『**支える側**』と『**支えられる側**』という従来の関係をを超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、**ともに地域を創っていくこと**」を目指す。：第Ⅱ期促進計画

⇒ JDとしては、この**ネットワークでの支援が重要**と考える  
**市民後見人**などが被後見人等の**エンパワメント**、**地域変革に貢献**  
**重層的ネットワーク**が「8050問題」など**世帯ぐるみの支援**にも対応  
**包括的な権利擁護制度**の中で成年後見制度ならではの支援を